

# 大分県企業局危機管理計画

平成20年2月4日

## 第1章 総則（計画の基本的な考え方）

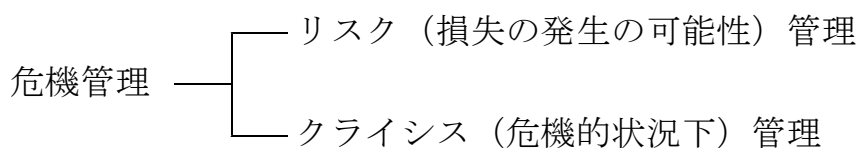
### 1 計画の目的

この計画は、企業局におけるあらゆる危機に対し、企業局の危機管理体制を定めるとともに、リスクの洗い出し、危機の発生防止対策及びクライシス対策の基本的な事項を定めることにより、危機の発生を抑止し、又は被害の軽減を図り、もって適切かつ安全な事業運営に資することを目的とする。

### 2 定義

#### （1）危機管理の定義

- ①この計画では、日常における危機の予知（洗い出し）、予防を行うリスク管理と危機が起こった際の緊急対応を行うクライシス管理の二つを持って「危機管理」とする。
- ②リスク管理とは、日常において危機を予測し、その防止策を講じることにより、発生を抑止し、その確率を低くする、又は発生しても損失等を少なくすることをいう。
- ③クライシス管理とは、危機事象が発生した場合に速やかに対応し、被害の拡大を防ぐとともに、被害を最小限にとどめること、又はその準備をすることをいう。



#### （2）用語の定義

##### ①危機

人の生死や企業局の事業に関し重大な影響を及ぼす状態をいう。

##### ②危機事象

「危機」の状態になる事柄、現象をいう。

##### ③ひやり・ハッと事例

危機には至らなかった「ひやり」「ハッと」した事象をいう。

ハインリッヒの法則では、1つの重大事故・事件の背景には、29の「軽度な事故・事件」が発生しており、さらにその背景には300の「ヒヤリ」「ハッと」した事象があるとされている。

### 3 危機管理に関する基本方針

#### (1) 平常時におけるリスク管理

##### ①全庁的リスク管理体制の構築

平常時から危機を想定し、危機発生を抑止策及び損失軽減策を検討するため、別に定めるところにより、「大分県企業局リスク管理委員会」を設置する。

##### ②職員の危機管理に関する意識の高揚

ア 危機管理計画及び対応策について周知徹底を図り、情報を共有する。

イ 職員参加によるリスクの洗い出し及び対応案の検討を行う。

ウ 危機管理教育およびシュミレーション訓練を定期的を実施する。

##### ③国、県及び関係機関・団体との連携強化

ア 危機事象ごとに連携が必要な関係機関・団体の把握、連絡体制の確立及び事前協議の実施を図る。

イ 普段の業務を通じた信頼関係の確立を図る。

#### (2) 緊急時におけるクライシス管理

##### ①初動体制の強化

企業局災害対策本部設置要綱に基づき初動体制を迅速に構築する。

##### ②迅速な情報収集・伝達

初期情報の収集・伝達は、スピードを重視し、30分以内に企業局長に報告する。

##### ③企業局長のトップダウンによる対応

緊急時には、県民の安全確保と被害拡大の防止を最優先とし、トップダウンによる迅速な対応を行う。

#### ④関係機関等との連携

危機管理は、企業局だけでなく、九州電力、工水ユーザー、知事部局、国、関係市町、土地改良区、事業者等関係団体と連携を図る。

#### ⑤広報の充実

県民に適宜、適切な情報を提供するため、記者会見や取材への対応を行う広報窓口を定める。

#### ⑥クライシスの終息後、原因究明、対応評価を行い、本計画の見直しを図り、再発防止に努める。

### 4 リスクに対する財務処理

リスク管理対策を適切に行うため、必要な予算措置を行う。

## 第2章 リスク管理の取組み（平素からの準備）

リスク管理を適切に行うため、以下の取組みを基本に「大分県企業局リスク洗い出し要領」を定め、平素からリスク管理の充実に努める。

### 1 リスクの洗い出し、分類、評価、抽出

発生が予想されるあらゆるリスクを洗い出すとともに、分類、評価を行い、適正に管理すべきリスクを抽出する。

#### (1) リスクの洗い出し

年に1回程度、全職員が参加し、あらゆるリスクを洗い出す。

#### (2) リスクの分類

洗い出されたリスクは次の基準により分類する。分類における所属別役割分担は別紙1を基本に行う。

①災害・事故リスク

②経営リスク

③政治・経済・社会リスク

#### (3) 評価、管理リスクの抽出

分類したリスクは、損失の大きさや発生頻度を評価し、優先して管理するリスクを抽出する。

## 2 計画的リスク管理の実行

### (1) 個別リスク対応計画の作成

優先して管理する必要があるとして抽出されたリスクについては別紙2の様式により個別リスク対応計画を作成する。(以下、「対応計画」という。)

また、想定する危機事象の必要に応じて危機発生時の対応マニュアルを作成し、大分県企業局災害対策本部設置要綱に追加する。

#### ①対応計画の基本方針

対応計画の基本方針は、次の中から、適切な方針を選択して策定する。

- ア 回避・・・リスクが予見される作業は実施せず、代替作業によってリスクを避ける。又は、リスクが予見される作業を中止する。
- イ 軽減・・・リスクを起こりにくくする「予防」やリスクによる損失を小さくする対策をとる。
- ウ 転嫁・・・保険をかけてリスクに備える。(損害額の回収)。
- エ 引受(保有)・・・リスクが発生した場合の損失と、リスク対策にかかるコスト等を比較し、リスクをあえて引き受けた方が有利な場合にリスクを保有し、発生した場合のみ対応する。

### (2) 実働訓練等の実施

大分県企業局災害対策本部設置要綱に基づく実働訓練やシミュレーションを行い、対応の徹底を図る。

### (3) 個別リスク対応計画等の見直し

個別リスク対応計画及び大分県企業局災害対策本部設置要綱は、実働訓練等により定期的に検証し、必要な見直しを行う。

## 3 ヒヤリ、ハッと事例の抽出

全職員参加及びOBの協力により「ヒヤリ、ハッと事例集」を作成し、職員に周知徹底する。

### 第3章 クライシス管理の取組み（危機発生時の対応）

危機発生時の対応については、「大分県企業局災害対策本部設置要綱」による。

#### 1 危機事象発生時の情報の取扱いの原則

危機発生情報は、正確性よりも迅速性を優先する。

- ・ 第一報は断片情報や未確認情報であっても、その旨を付記し報告するものとし、企業局長への報告は30分以内に行うものとする。
- ・ 第二報以降では5W1Hに留意し、より正確な情報を報告する。

#### 2 応急対策

危機事象が発生した場合は、次の事項を基本として応急対策を実施するものとする。

なお、対策の詳細については、「大分県企業局災害対策本部設置要綱」に定める。

- ①危機事象発生時は、県民の生命・身体を守ることを最優先とする。
- ②危機発生時は、被害拡大の防止を図りながら、上水道原水の供給、工業用水の供給、農業用水の供給を優先する。
- ③危機事象の状況及び影響を画一的に予測することは困難であるため、状況に応じた最適な処置を行うよう努める。
- ④関係機関との情報共有や連携に万全を期す。

#### 3 情報提供の原則

##### (1) 九州電力、工業用水道ユーザー等への情報提供

九州電力、工業用水道ユーザー、大分市水道局、別府市水道局、関係土地改良区など、関係機関や関係者に対し、正しい情報を適宜、適切に提供する。

##### (2) 報道機関への情報提供

特に重要な危機事象については、県災害対策本部や広報公聴課と連携・協議しながら、記者会見等を実施する。

また、報道機関からの取材に適切に対応するため、広報担当者を指名する。

## 第4章 事後対策

- 1 クライシスの終息後、「大分県企業局災害対策本部設置要綱」に基づき事後対策を行い、再発防止及び同種の危機事象発生時の対応の改善に努める。
- 2 危機管理計画等の見直し  
再発防止策の検討を踏まえ、本計画及び関連する個別リスク対応計画等の見直しを実施する。

## 各事業所におけるリスクの種類(マトリックス)

リスクの種類			総務	工務	総制	発管	ダム管	工水管
大分類	中分類	小分類						
災害・事故リスク	自然災害	・地震			○	○	○	○
		・津波						○
		・台風				○	○	○
		・洪水				○	○	○
		・雷				○	○	
		・地滑り(崩落)				○	○	○
		・旱魃				○		○
	事故	・交通事故	○	○	○	○	○	○
		・停電事故			○	○		○
		・火災事故			○	○		○
		・電気、機械事故			○	○	○	○
		・コンピュータダウン	○		○		○	
・人身事故		○	○	○	○	○	○	
経営リスク	法務	・法令違反	○	○	○	○	○	○
		・環境汚染				○	○	○
	財務	・投資	○					
		・不良債権	○					
	労務	・労働争議	○					
		・雇用問題	○					
		・信用失墜	○	○	○	○	○	○
政治・社会・経済	政治	・規制緩和	○					
		・制度改革	○					
	経済	・金利変動	○					
	社会	・テロ			○	○	○	○
		・顧客ニーズ(高度化、複雑化)	○			○		○
		・パンデミック(世界的な流行病)	○	○	○	○	○	○

- ・各所属に分類されたリスクにかかる施設設備等は、各所属において洗い出しを行う。
- ・施設設備は、長期施設設備整備基本計画(素案)のリストの中から抽出する。
- ・工務課の作業・・・リスク洗い出しの際は、各担当班が関係事務所と一緒にリスクの洗い出しとりまとめを行う。

## 個別リスク対応計画

事務局欄	1 リスクの大分類	2 リスクの小分類	3 リスクの対象	4 リスク管理番号
	5 リスク評価ランク	6 リスク対策優先順位	7 リスク順位決定日 平成 年 月 日	8 リスク対応計画承認日 平成 年 月 日
	9 進捗状況の確認日 平成 年 月 日	10 進捗状況の確認結果 良好・不良	11 リスク対策の有効性評価日 平成 年 月 日	12 リスク対策の有効性評価 良好・不良

作成所属名	作成年月日	平成 年 月 日
リスクの名称		
リスク概要		

項目	内 容
1 リスク対策の基本目標 * 最大損失額 億 万円 (リストアップ表による最大の想定損失額)	<p>対応の基本 : 回避 軽減 転嫁 引受</p> <p>&lt;回避&gt;～リスクの予見される作業を代替作業によって避ける、又は中止する～          &lt;軽減&gt;～リスクの発生予防策やリスクの発生による損失を縮小する対策～          &lt;転嫁&gt;～保険をかけてリスクに備える。(損害額の回収)～          &lt;引受&gt;～リスクを保有し、発生した場合に対応～</p>
2 中長期目標 (基本目標を達成するのに複数年を要する場合) ・中長期目標に要する経費 経費 万円	(人員、予算、設備/機器、期間等)
3 H 年度の実施目標 ・H 年度に要する経費 経費 万円 (1か所あたり)	(人員、予算、設備/機器、期間等)
定期報告時	<p>◎リスク対応計画の進捗状況(個別リスク対応計画の実施後の状況)</p> <p>(1) 前年(H )度までの計画達成度</p> <p>・達成済み                      ・一部未達成                      ・未達成(未着手)</p> <p>&lt;未達成の場合の理由&gt;</p> <p>・</p>